

## Ⅲ 償却資産の申告方法

- ◇ 毎年1月1日現在の状況（償却資産の名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数など）について、資産の多少、増減の有無にかかわらず、申告が必要です。
- ◇ 申告が必要な資産を所有していない場合は「該当資産なし」申告をお願いします。

### 1 申告義務者

令和6年1月1日現在の償却資産の所有者が申告義務者になります。（地方税法第383条）

なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合は、貸主の方
- (2) 所有権移転ファイナンス・リース取引の場合は、原則として借主の方
- (3) 所有権留保付割賦販売の場合は、原則として買主の方
- (4) 内装・造作及び建築設備等の事業用資産を取り付けた賃借人（テナント等）

### 2 提出期限

法定申告期限は、**令和6年1月31日（水）**です。

※ 申告書を郵送される方で、「控」の返送を希望される方は、必ず返信先を明記し、返信用切手を貼った封筒を同封してください。

### 3 提出書類

申告方法は■一般方式と■電算処理方式の2つの方法があります。提出書類が異なるのでご注意ください。

#### ■ 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は習志野市で行います。

	提出書類			記入上の注意
	償却資産申告書	種類別明細書		
		増加資産 全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○	○※		※ 全資産の明細書を提出してください。
資産の増減がない方	○			申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。
増加した資産のある方	○	○		増加資産の明細書を提出してください。
減少した資産のある方	○		○	減少資産の明細書を提出してください。
廃業、転出等で習志野市内に事業所がなくなった方	○		○	申告書の備考欄にその事由を記入してください。 (例：令和5年11月転出)
該当資産がない方	○			申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

#### ■ 電算処理方式

独自の電算システム等により、全ての資産について申告者側で評価額及び課税標準額を計算したうえで申告する方式です。計算方法については6ページ<IV 償却資産の課税について>を確認してください。

	提出書類			記入上の注意
	償却資産申告書	種類別明細書		
		増加資産 全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○ (注1)	全資産明細書 ○ (注2)		※1 増加した資産がある場合は、「増加資産明細書」も提出してください。 ※2 減少した資産がある場合は、「減少資産明細書」も提出してください。
資産の増減がない方				
増加した資産のある方 ※1				
減少した資産のある方 ※2			○	
廃業、転出等で習志野市内に事業所がなくなった方	○		○	申告書の備考欄にその事由を記入してください。 (例：令和5年11月転出)

(注1) 申告書には、資産の種類ごとに評価額(ホ)、決定価格(ヘ)、課税標準額(ト)を記入してください。

(注2) 種類別明細書には、全資産一品ごとに1月1日現在の評価額及び課税標準額等を記入してください。

※ お送りした償却資産申告書は当市の電算入力票としますので、使用しない場合でも貴社償却資産申告書に添えて必ず提出してください。

### 4 電子申告

一般社団法人地方税電子化協議会が運営している地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用することで、償却資産の申告手続きがオフィス等のパソコンからインターネットを利用して行うことができます。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAXヘルプデスク 電話番号：0570-081459

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始を除く)

※ 申告データ等の作成に係る操作方法等については、eLTAXホームページをご覧ください。

### 5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条に基づく過料を科せられることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。